

生活 国民健康保険の手続きをお忘れなく 問合せ 保険年金課 (内線2115)

就職や退職、転居などに伴って届け出が必要です。14日以内に手続きをしてください。届け出が遅れると、医療費を全額自己負担しなければならないことがあります。

必要書類 本人確認書類・世帯主と異動する方の個人番号
*このほかに、下記にあるものをお持ちください。

申込み 保険年金課が各出張所
〈国保に加入するとき〉

- 転入した=特定同一世帯所属者異動連絡票・旧被扶養者異動連絡票 (いずれも該当者だけ)
- 勤務先の健康保険をやめた、扶養家族から外れた=資格喪失証明書
- 任意継続している健康保険の期間が終了した=資格喪失証明書か任意継続の健康保険証 (全員分)
- 子どもが生まれた=健康保険証・印鑑・世帯主の預金通帳など

● 生活保護を受けなくなった=生活保護廃止決定通知書
〈国保をやめるとき〉

- 転出する=健康保険証
- 勤務先の健康保険に加入した、扶養家族となった=国保と勤務先の健康保険証 (全員分) か資格取得証明書
- 国保加入者が死亡した=健康保険証・印鑑・会葬はがき・喪主か施主の預金通帳など
- 生活保護を受ける=健康保険証・生活保護開始決定通知書

〈その他に手続きが必要なとき〉

- 住所や氏名、世帯主が変わった=健康保険証
 - 就学で他市町村に住む=健康保険証・在学証明書など
 - 市外の施設や、介護保険の適用除外施設に入・退所する=健康保険証・在所証明書
- *健康保険証をなくしたときも、手続きが必要です。

生活 国民年金の手続きをお忘れなく 問合せ 保険年金課 (内線2122)

国民年金は、国内に住む20~59歳の全ての方が加入する制度です。

会社などを退職する皆さんへ

60歳未満で、これまで厚生年金などに加入していた第2号被保険者が退職した場合は、国民年金の第1号被保険者になる届け出が必要です。また、扶養されていた配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者に変更する届け出をしてください。

必要書類など 年金手帳・印鑑・本人確認書類・退職日が確認できる書類 (社会保険資格喪失証明書や離職票など)

申込み 市役所保険年金課が各出張所

- | | |
|---------|--------------------|
| 第1号被保険者 | 自営業・農林漁業・学生・無職の方など |
| 第2号被保険者 | 厚生年金などの加入者 |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者 |

保険料の納付は

届け出をしてから約1カ月後に、日本年金機構から納付書が送付されます。金融機関か郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。口座振替やクレジットカードで納付する方法もあります。

お得な前納割引制度 2年・1年・6カ月分をまとめて前納すると安くなります。



納付が困難なときは

市役所保険年金課が各出張所、年金事務所で保険料免除・猶予の手続きをしてください。

*本人と配偶者、世帯主の所得審査があります。退職した場合は、その方の所得審査をしない「失業による特例免除」があります。特例を利用する場合、雇用保険の離職票や受給資格者証が必要になります。

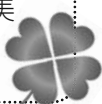
生活 人権に関する悩みごとは人権擁護委員に 問合せ 市民課 (内線2303)

人権擁護委員は、人権に関する悩みや心配ごとの相談を受けて適切な助言・援助をしたり、人権の大切さについて、理解を深めてもらうための啓発運動を行ったりしています。

人権に関する悩み、心配ごとがあったら、一人で悩まず、気軽に人権擁護委員に相談してください。相談は無料、秘密は厳守します。

人権擁護委員

遠藤隆子さん、北側理さん、福与春美さん、竹田タケ子さん、三國勝美さん、館岡道宏さん、川向康文さん



◆人権相談

子ども・女性・高齢者・障がい者などの人権に関すること。プライバシーの侵害、近隣とのトラブル、そのほかの困りごと

◆人権啓発運動 (平成29年度)

人権教室、デートDV出前講座、人権作文コンクール、ふるさと祭り・元気フェスティバルなどでの啓発活動、人権パネル展など

◆救済活動

人権侵犯事件を救済するための調査など

電話でも相談を受け付けています
(平日午前8時30分~午後5時15分)
● みんなの人権110番 ☎0570-003-110
● 子どもの人権110番 ☎0120-007-110
● 女性の人権ホットライン
☎0570-070-810